

「オーストラリア連邦内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則」（平成17年1月14日付け16消安第7708号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第7のオーストラリア産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成17年1月14日農林水産省告示第70号。以下「告示」という。）1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（2）に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、オーストラリア産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則（平成11年4月15日付け11農産第1360号農産園芸局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>1 地域 告示1の指定地域とは、次の地域とする。また、日本向けカンキツ属の生果実生産圃地及び集荷こん包施設はオーストラリア植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1及び2により植物防疫官あてに通知されるものとされた。</p> <p>（ア）・（イ） （略） <u>（ウ）サンレイシア地域（6月1日から12月31日の間に収穫及びこん包されたカンキツ属の生果実に限る。）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 生産地における調査の結果の記録、保管及び報告 （1）2の（1）及び（2）の調査の結果は、オーストラリア植物防疫機関が別記様式3及び4により記録し、保管するものとされた。 （2）2の（1）及び（2）の調査の結果は、オーストラリア植物防疫機関が別記様式5により毎月1回日本国植物防疫機関に報</p>	<p>オーストラリア連邦内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第7のオーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成17年1月14日農林水産省告示第70号。以下「告示」という。）1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（2）に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、オーストラリア連邦産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則（平成11年4月15日付け11農産第1360号農産園芸局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>1 地域 告示1の指定地域とは、次の地域とする。また、日本向けカンキツ属の生果実生産圃地及び集荷こん包施設はオーストラリア連邦植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1及び2により植物防疫官あてに通知されるものとされた。</p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 生産地における調査の結果の記録、保管及び報告 （1）2の（1）及び（2）の調査の結果は、オーストラリア連邦植物防疫機関が別記様式3及び4により記録し、保管するものとされた。 （2）2の（1）及び（2）の調査の結果は、オーストラリア連邦植物防疫機関が別記様式5により毎月1回日本国植物防疫機関</p>

告するものとされた。

4 寄主植物の移入規制並びにトラップ調査及び生果実調査の確認告示7の(1)の確認は、オーストラリア植物防疫機関と共同して、毎年1回以上カンキツ属植物の生果実の輸出期間中に行うものとする。

5 生産地における検査

(1) (略)

(2) (1)の検査の結果は、オーストラリア植物防疫機関が記録し、保管するものとされた。

6・7 (略)

8 ミバエ類が発見された場合の措置

2の(1)又は(2)の調査の結果、ミバエ類が発見された場合は、オーストラリア植物防疫機関は、直ちに、ミバエ類が発見されたこと、発見されたミバエ類の種名、態及び齢の詳細、発見されたミバエ類の性別、発見頭数、発見日及び発見場所、ミバエ類であると判定した日(以下「同定日」という。)、寄主植物又は誘殺されたトラップの種類及び数、前回の調査日並びに最も近接した商業的農業地域までの距離に関する情報について日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、以下の措置を講ずることとされた。

(1) チチュウカイミバエ

ア (略)

イ 輸出停止及び移出停止

2の(1)又は(2)あるいはアの調査の結果、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1kmの範囲内で成虫が合計3頭以上発見された場合及び卵を保有する雌成虫が発見された場合及び当該地域内の寄主植物から幼虫が発見された場合、最初の発見地点から半径15kmの円内の地域(以下「移出停止地域」という。)で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実の全荷口の輸出を停止するとともに、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域からミバエ類の寄主植物の移出を停止すること。

また、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1km以上3kmの範囲内でチチュウカイミバエが発見された場合は、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域は最初の発見

に報告するものとされた。

4 寄主植物の移入規制並びにトラップ調査及び生果実調査の確認告示7の(1)の確認は、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して、毎年1回以上カンキツ属植物の生果実の輸出期間中に行うものとする。

5 生産地における検査

(1) (略)

(2) (1)の検査の結果は、オーストラリア連邦植物防疫機関が記録し、保管するものとされた。

6・7 (略)

8 ミバエ類が発見された場合の措置

2の(1)又は(2)の調査の結果、ミバエ類が発見された場合は、オーストラリア連邦植物防疫機関は、直ちに、ミバエ類が発見されたこと、発見されたミバエ類の種名、態及び齢の詳細、発見されたミバエ類の性別、発見頭数、発見日及び発見場所、ミバエ類であると判定した日(以下「同定日」という。)、寄主植物又は誘殺されたトラップの種類及び数、前回の調査日並びに最も近接した商業的農業地域までの距離に関する情報について日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、以下の措置を講ずることとされた。

(1) チチュウカイミバエ

ア (略)

イ 輸出停止及び移出停止

2の(1)又は(2)あるいはアの調査の結果、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1kmの範囲内で成虫が合計3頭以上発見された場合及び卵を保有する雌成虫が発見された場合及び当該地域内の寄主植物から幼虫が発見された場合、最初の発見地点から半径15kmの円内の地域(以下「移出停止地域」という。)で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実の全荷口の輸出を停止するとともに、オーストラリア連邦植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域からミバエ類の寄主植物の移出を停止すること。

また、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1km以上3kmの範囲内でチチュウカイミバエが発見された場合は、オーストラリア連邦植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域は最初の

地点から半径30kmの円内の地域に拡大される。

なお、日本向けカンキツ属植物の生果実の輸出停止の解除については、チチュウカイミバエの最終発見後1世代相当期間に28日を加えた期間又は12週間のいずれか長い期間チチュウカイミバエの発見がない場合に、日本及びオーストラリア両国の植物防疫機関で協議するものとされた。

(2) クインスランドミバエ

ア (略)

イ 輸出停止及び移出停止

2の(1)又は(2)あるいはアの調査の結果、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1kmの範囲内で成虫が合計5頭以上発見された場合及び卵を保有する雌成虫が発見された場合及び当該地域内の寄主植物から幼虫が発見された場合、移出停止地域で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実の全荷口の輸出を停止するとともに、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域からミバエ類の寄主植物の移出を停止すること。

また、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1km以上3kmの範囲内でクインスランドミバエが発見された場合は、オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域は最初の発見地点から半径30kmの円内の地域に拡大される。

なお、日本向けカンキツ属生果実の輸出停止の解除については、クインスランドミバエの最終発見後1世代相当期間に28日を加えた期間又は12週間のいずれか長い期間クインスランドミバエの発見がない場合に、日本及びオーストラリア両国の植物防疫機関で協議するものとされた。

(3)・(4) (略)

(5) オーストラリア植物防疫機関の緊急行動計画に基づく根絶防除を開始すること。また、植物防疫官は、必要に応じオーストラリア植物防疫機関が行う根絶防除の実施状況について確認を行うこと。

(6) (略)

9 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検査証明書が添付されていない場合、告示8の(1)の輸送中及び積み込み時の措置に違反するこん包の場合又はこん包が破損若しくは開扉されている場合、告示9の封印のない場合、並びに告示10の表示がなされていない場合は、当該生果実の

発見地点から半径30kmの円内の地域に拡大される。

なお、日本向けカンキツ属植物の生果実の輸出停止の解除については、チチュウカイミバエの最終発見後1世代相当期間に28日を加えた期間又は12週間のいずれか長い期間チチュウカイミバエの発見がない場合に、日本及びオーストラリア両国の植物防疫機関で協議するものとされた。

(2) クインスランドミバエ

ア (略)

イ 輸出停止及び移出停止

2の(1)又は(2)あるいはアの調査の結果、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1kmの範囲内で成虫が合計5頭以上発見された場合及び卵を保有する雌成虫が発見された場合及び当該地域内の寄主植物から幼虫が発見された場合、移出停止地域で生産された日本向けカンキツ属植物の生果実の全荷口の輸出を停止するとともに、オーストラリア連邦植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域からミバエ類の寄主植物の移出を停止すること。

また、最初の成虫の発見日から起算して2週間以内に最初に発見のあった地点から半径1km以上3kmの範囲内でクインスランドミバエが発見された場合は、オーストラリア連邦植物防疫機関の緊急行動計画に基づき移出停止地域は最初の発見地点から半径30kmの円内の地域に拡大される。

なお、日本向けカンキツ属生果実の輸出停止の解除については、クインスランドミバエの最終発見後1世代相当期間に28日を加えた期間又は12週間のいずれか長い期間クインスランドミバエの発見がない場合に、日本及びオーストラリア両国の植物防疫機関で協議するものとされた。

(3)・(4) (略)

(5) オーストラリア連邦植物防疫機関の緊急行動計画に基づく根絶防除を開始すること。また、植物防疫官は、必要に応じオーストラリア植物防疫機関が行う根絶防除の実施状況について確認を行うこと。

(6) (略)

9 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検査証明書が添付されていない場合、告示8の(1)の輸送中及び積み込み時の措置に違反するこん包の場合又はこん包が破損若しくは開扉されている場合、告示9の封印のない場合、並びに告示10の表示がなされていない場合は、当該生果実の

廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) ミバエ類が発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該生果実を含む荷口全量の廃棄又は返送を指示すること

イ ミバエ類が付着した原因についてオーストラリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) ミバエ類が発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該生果実を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。